

## 東京都における「学校司書の教諭切替選考の実施について」(通知)に関する見解

2001年6月18日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

(1) 東京都教育委員会は、2001年4月27日、「学校司書の教諭切替選考の実施について」と題する通知をだしました。東京都のこのうごきについてさまざまな議論があります。日高教への問い合わせもあり、ここにその「通知」についての見解を明らかにします。より深い分析は、日高教が設置した「学校図書館の充実をめざす検討委員会」での議論をふまえておこなうこととします。

「通知」の主な内容は、第1に、都立学校で学校司書として任用され、1年以上の勤務実績を有する者で、次の要件を満たす「教諭への転職」を希望する者に教員採用選考の受験資格を与えるというものです。実施期間は2002年度から2004年度までの3年間です。満たすべき要件とは、①受験する校種等、教科の普通免許状を有する（または、翌年度4月1日までに取得できる見込み）、もしくは、②司書教諭資格を有する（または翌年度4月1日までに取得できる見込み）、のいずれかであり、年齢制限は設けないとしています。

第2に、選考時期・内容は、一般の教員採用選考に準じておこなわれ、合格者数は全体の採用予定者数のなかで決定するとしています。

第3に、合格者は教諭として採用され、「教諭としての職務及び司書教諭の業務を行う」ことが職務になるとしています。

(2) 東京都教育委員会が通知した「学校司書の教諭切替選考の実施について」は、第1に、「すべての現職者が移行できる」ことを想定したのではなく、学校図書館職員全体が一致できる要求にはなりません。

東京都のこのうごきは、学図法「改正」後、全国の自治体でさまざまうごきがあるなかでのひとつの、しかもきわめて特異なものです。これまで『司書教諭(専任)』を置いてきた経緯のある自治体・東京都ならではのうごきといえますが、ここには重大な問題が含まれています。受験資格の有無、あるいは、教員採用選考の可否によって「現職者」を分断するという問題です。都教委は「実施期間」を2002年度から3年間と限定していることから、現職者が分断される状況が生まれるのは明らかです。

第2に、「教科教諭」として採用し、職務も「教諭としての職務及び司書教諭の業務を行う」と謳われているように、この施策は、学校司書を「教科教諭の仕事しながら学校図書館の仕事をする司書教諭(充て職)にする」というものであり、日高教・学校図書館職員部がこれまでかかげてきた要求とは相容れないものです。

学校司書に教員採用選考の受験機会を与えるこの措置は、学図法が「改正」されたことにともない、司書教諭の資格をもつ教諭をふやし、充て司書教諭に発令するためのものです。それは、現職者の身分・権利を確立する制度・「専任司書教諭」制度と重なり合うことはありません。

第3に、東京都のこのうごきは、「学校図書館の充実を、そのために不可欠な専任の学校図書館職員の配置を」という父母・国民の切実な要求を棚上げし、学校図書館を現状よりも後退させるものといわなければなりません。

東京都のねらいは、現職の学校司書を教員定数の枠内で教諭に採用したあと、専任の学校司書を配置せず、教職員の人数を総数で減らすことにあります。教職員のリストラです。

仮に、現職の学校司書が選考試験に合格し、教諭に採用されたとしても、そのあと、専任の学校司書は配置されないことになれば、学校図書館の仕事は教諭に採用された司書教諭が兼務で担わなければなりません。学校図書館職員や父母・国民の願いに反し、学校図書館が後退することになるのは明らかです。

第4に、この学校司書の教員採用選考が「全体の（教員）採用予定者数のなかで決定」される問題です。学校司書を教員採用予定者数の枠内で教諭に採用し、司書教諭に発令することによって、他の教科教諭の採用はその分削減されることになります。これは教育全体にかかわる大きな問題であり、ふかい検討が必要です。

4月から高校・障害児学校第6次定数改善がおこなわれました。今回の定数改善は、現状を改善する措置も含まれていますが、40人学級の据え置き、能力主義の学級編成、文部科学省の高校の「多様化」・再編政策を促進するための教職員配置、それに、正規の教職員を配置する代わりにさまざまな雇用形態の教職員を置く、いわゆる「定数崩し」の措置を認めるなど、いくつもの問題点をもっています。

こうした状況下では、教職員の採用・配置のあり方は、教育全体にかかわる問題として慎重に議論しなければなりません。

(3) 学校図書館法（学図法）「改正」後、各地で新たなうごきがあり、東京のこの「通知」もそのひとつです。ここで、全国のうごきを明らかにします。

国が学校図書館に配置する「職員」の制度化を怠ってきたために、学校図書館職員は自治体ごと独自に配置されてきました。配置のあり方は都道府県によって千差万別の状況にあり、したがって、学図法が「改正」され、2003年3月末までに12学級以上の学校に司書教諭（充て職）を発令しなければならなくなったことへの対応も、都道府県によってさまざま異なる状況が生まれています。

#### ①新たに学校図書館への「職員」配置を実施した自治体

学図法「改正」にあたり国会が採択した付帯決議を生かす運動のなかで、松任市（石川）、静岡市（静岡）などで新たに学校図書館に「職員」が配置されました。福島県ではひきつづき「学校司書」の採用試験を実施し、12学級以上の学校への専任の「学校司書」の配置を達成しています。

#### ②退職者不補充・兼務化のうごきをみせる自治体

いっぽう、国会の付帯決議に反して、学校図書館の現状を後退させる状況も生まれています。公共図書館も含めた「行革」・リストラの一環として、職員を削減するうごきがあるからです。

「学校司書」を事務職員に配置換えし、代わりに嘱託職員を置く（大阪市）、退職者補充の採用試験を行わず公共図書館から異動させる（埼玉、長野）、あるいは兼務化がひろがる（北海道、長崎）、臨時職員の雇止め（秋田）などです。

#### ③司書教諭（充て職）の発令

秋田、群馬、静岡、兵庫、岡山など、数県で有資格者を司書教諭に発令しています。いずれも校務分掌としての発令であり、授業時数の軽減をおこなう県もあります。しかし、司書教諭（充て職）からは専任の職員（学校司書）の配置がなければ学校図書館はまわらないという声があがっています。

多くの道府県は、司書教諭の有資格者をつくることに力を入れており、2003年度からの発令に備えています。

(4) こうした状況のもとで、重視しなければならない課題は明らかです。

第1に、地方財政の危機を口実にした自治体リストラの攻撃を許さず、「学校図書館に『専任職員』の配置を」の運動をこれまで以上に前進させることです。

その運動が前進してこそ、現職者の身分と権利、配置状況を拡充する運動も展望を切り開くことができるのです。

第2に、司書教諭(充て職)と「学校司書」との併置状況が生まれるなかで、両者の職務のあり方をどうするのか、学校図書館を充実させ、その機能をよりいっそう発揮させる立場にたって明らかにしていくことです。

文部科学省は、「学校司書」のはたらきを「学校図書館の運営になくてはならない仕事」と認めながらも、その配置については自治体任せにし、しかも、「学校司書」を学校図書館の「事務」を処理する職との考え方を繰り返しのべています。いっぽう、司書教諭は校務分掌の一環であるとし、あくまでも兼務であり、授業の持ち時間数の軽減などは学校のなかでやりくりすることを求めています。このように司書教諭を兼務で発令し、学校司書には補助的な「事務処理」をさせるというだけでは、学校図書館を常時開設し、生徒や教職員にいつでも便宜をはかることなどとうていできません。

司書教諭(充て職)の発令は、戦後はじめての経験であり、今後、実践を積み重ねるなかでさまざまな課題が生じてくることでしょう。そうした起こりうる事態を想定し、司書教諭がどのような役割をはたすのか、学校司書と連携してどのように学校図書館活動を前進させるのか、などについて議論を深めることが大事です。また、文部科学省の思い通りにさせないために、予め司書教諭(充て職)と「学校司書」の職務のあり方などについて深めておく必要があります。そのために、日高教は「検討委員会」を設置し、教職員全体で要求・課題を明らかにするとりくみを開始しました。このとりくみを強化することが重要です。

第3に、政府・文部科学省は教育「改革」のひとつの柱に「情報化」をかかげ、学校図書館がもつ機能のうちことさら「情報センター」の機能を強化しようとしています。その役割を担う「職員」の必要性から、政府・文部科学省は司書教諭(充て職)の制度化に踏み切りました。

こうした一連のうごきを明らかにし、学校図書館の変質を許さず、学校図書館が学図法に謳われた「学校の教育課程の展開に寄与」し、「児童又は生徒の健全な教養を育成」する役割を果たせるようにする、このとりくみを強化することが重要です。また、真に憲法・教育基本法、子どもの権利条約の精神を生かす学校と教育を創造していくとりくみとかく結びつけて学校図書館活動・教育を前進させ、「専任職員」配置の意義・重要性についての理解を広げていくことが大切です。

こうした観点に立って、日高教は学校図書館の充実と学校図書館職員部がかかげてきた「専任司書教諭」の制度化をめざす運動に力をつくします。